

## 教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年1月25日(木) 午後2時00分から午後3時55分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:24名 欠席:2名	出席:今井巖代、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、小林委員、 長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、石川委員、 伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、眞鍋委員、 三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、轟木委員、 仲井委員、小川委員、細川委員、林委員、藤森委員 欠席:尾池議長、永倉委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学学則の一部改正について</p> <p>① 薬学部</p> <p>② 食品栄養科学部</p> <p>③ 経営情報学部</p> <p>(2) 静岡県立大学大学院学則の一部改正について</p> <p>① 経営情報イノベーション研究科</p> <p>② 看護学研究科</p> <p>(3) 静岡県公立大学法人軍事的安全保障研究に関する規程の制定について</p> <p>(4) ハラスメントに関する規程の改正について</p> <p>(5) 大邱保健大学校(韓国)との大学間交流協定の更新について</p> <p>(6) アリゾナ大学(アメリカ)との大学間交流協定の更新について</p> <p>(7) 薬学部「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(カリキュラム・ポリシー)の改正について</p> <p>(8) 客員教授の称号付与の推薦について(経営情報学部6件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 第4期中期計画の方向性について</p> <p>(2) 静岡県立大学発ベンチャーの認定(第12号)について</p> <p>(3) JST 大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム拠点都市プラットフォーム共創支援」採択について</p> <p>(4) 大学院学生への学長賞授与 受賞候補者の推薦について</p> <p>(5) 大学認証評価結果案について</p> <p>① 静岡県立大学</p> <p>② 静岡県立大学短期大学部</p> <p>(6) 能登半島地震により被災した入学志願者に係る入学検定料の特別措置について</p> <p>(7) 能登半島地震により被災した学生及び入学者に係る入学金及び授業料の特別措置について</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 附属図書館</p> <p>② 短期大学部附属図書館</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和5年12月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

## 1 審議事項

### (1) 静岡県立大学学則の一部改正について

#### ① 薬学部（説明者：石川委員）

改正理由について、薬学部は、モデル・コア・カリキュラムに基づいてカリキュラムを組んでおり、モデル・コア・カリキュラムが、来年度の入学生から改訂になるため、その改訂に準拠するよう、一部カリキュラム変更を行う。

改正内容の1つ目は、研究施設の附置について、漢方薬研究施設に関する担当教員が退任し、実際に機能していないことから、削除する。

2つ目は、カリキュラム関連の別表Ⅱについて、改訂コア・カリキュラムの学修目標への対応として、新モデル・コア・カリキュラムの中で求められている授業内容の「創剤工学」が選択科目としていたため、必修科目に変更する。また、地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育として、関連したPBL（Project Based Learning）実施のため、臨床薬学演習をⅠ～Ⅳで区分し、単位数を1年生、2年生、3年生で0.5単位ずつ、4年から6年で2.5単位、総数4単位分とすることで、現在の3単位から1単位分増やす。その他、本プログラムを実施するに当たり、アドバンスト研修3分野（地域医療・国際医療・臨床薬学）を自由選択科目に新設する。

以上により、備考欄に記載の単位数についても、変更を行う。

審議事項（1）①について提案のとおり承認された。

#### ② 食品栄養科学部（説明者：伊吹委員）

2つの形式的な改正を行う。

1つ目は、学則第42条別表Ⅱの（2）食品栄養科学部 栄養生命科学科の授業科目 科目区分が空欄となっており、位置付けが曖昧であるため、科目区分を明記する。

2つ目は、授業科目の栄養生命科学英語について、原著購読をすると記載しているが、詳細な情報はシラバスに記載しており、他のものは学則の別表に情報を記載していないため、その部分を削除する。

審議事項（1）②について提案のとおり承認された。

#### ③ 経営情報学部（説明者：六井委員）

経営情報学部は、ディプロマ・ポリシーに沿った形の教育目標及び学生の学びの質向上を目指し、昨年4月からは、新カリキュラム策定委員会を立ち上げ、令和6年度からのカリキュラム改訂の検討を行ってきた。

改訂の内容は、廃止科目が14科目、新設科目が9科目、科目名称変更が6科目、科目区分変更が5科目である。その他軽微な修正として、名称修正が2科目ある。該当科目は、コーポレート・コミュニケーション及びデータサイエンス実習を、それぞれ名称修正する。

単位数は、学部基礎科目を44単位から40単位、専門教育科目を62単位から66単位に変更する。

今回の改訂における4つの柱として、カリキュラム・マップは従来存在していたが、カリキュラム・ツリーがなかったため、学びの流れを体系的かつ視覚的に理解しやすくするため、全体的な資料を作り直した。また、学生に対してポートフォリオの作成を課し、学習計画をより明確に把握できるような形にしている。

メジャー制度について、経営・政策・データサイエンスの分野があったが、観光教育が加わり、観光教育を踏まえた形で、初級・中級・上級で分類し、体系的な学習ができるよう、カリキュラム変更を行った。その他、領域横断的な科目として、

総合的な演習科目を導入することで、学生がより主体的に研究活動を行えるようにしている。

本学部は、経営・政策・データサイエンス・観光で文理融合となっており、卒業研究を評価することが難しいという側面があるため、卒業研究の評価にループリックを導入し、複合的に卒業研究を評価するという取組を今後始めたいと思う。

<意見>

・学則に関して、学部基礎科目が4単位減り、専門教育科目が4単位増え、総単位数は変わっていないということか。(委員)

<回答>

・その認識で間違いない。(説明者)

審議事項(1)③について提案のとおり承認された。

(2) 静岡県立大学大学院学則の一部改正について

① 経営情報イノベーション研究科(説明者:竹下委員)

改正の1点目は、令和7年度からの大規模なカリキュラム再編の一環として、経営史特論及びテクノロジーマネジメント特論の2科目を廃止する。以前は、主要科目であったが、現在は、その他の経営の学びとの連携が重要となっており、他の科目でも概ね内容を網羅しているため、当該科目を廃止する。

2点目は、情報及び商業教員専修プログラムについて、免許取得に必要な選択科目の入れ替えを行う。経営史特論(科目廃止)、企業評価特論、流通イノベーション特論を除外し、昨今のグローバル化に対応すべく、簿記や会計の知識に加え、国際的なビジネスマネジメント、地域ベースの展開、観光業の新たなアプローチの3点に注力するため、国際的なビジネスマネジメントは、国際比較経営特論。地域ベースの展開としては、ソーシャル・ビジネス特論。観光業の新たなアプローチに関する面は、観光マネジメント特論ということで、これら3科目を選択追加科目とする。

審議事項(2)①について提案のとおり承認された。

② 看護学研究科(説明者:篁委員)

看護学研究科前期課程及び後期課程について、科目新設及び廃止を行う。

1点目は、博士前期課程の科目について、国際保健の実践モデルについて学ぶとともに、グローバルヘルスにおける研究の役割を理解する能力を養うことを目的に、国際看護学分野に関する2科目、広域看護学特論VI、広域看護学応用演習VIを新設する。

続いて、母子相互作用支援論は、米国ワシントン大学のバーナード教授らが開発したNCAFSの日本語版作成及び広める活動を行っていた廣瀬先生がおり、その方の関係者が本学看護学研究科で、それらの内容について講義していたものである。

本科目は、平成22年から助産だけでなく他の一般学生にも開講してきたが、来年度からの米国原版改訂に伴う、日本語版の改訂の影響もあり、大学院生への開講を今年度限りとしたい旨の申出を受け、本科目開講の継続が困難となったため、廃止する。なお、廃止に関しては、他の科目の助産学概論で補填することや、研究科の学生に対し、講習の情報を伝えていくことで代替する。

2点目は、博士後期課程において、国際看護学・看護管理学特講を新設する。その他、文部科学省のAC期間を経過したため、新たに、公衆衛生情報学特講及び老年看護学特講の科目新設を行う。

審議事項（２）②について提案のとおり承認された。

（３）静岡県公立大学法人軍事的安全保障研究に関する規程の制定について

（説明者：酒井敏委員）

令和５年４月２７日開催の教育研究審議会において、本学の「軍事研究・デュアルユース研究等に関する指針等」について、見直しを検討することとした。

「地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程」第８条第２項に基づき、地域貢献・産学官連携推進会議の下に専門部会を設け、指針などの表現や応募に対して審議する委員会組織の設置規定及び判断基準などについて、検討を進めた。

現在の本学における「軍事研究・デュアルユース研究等に関する指針等」は、Ⅰ学外機関との研究活動に関する指針と、Ⅱ軍事研究等に関わる疑いがある場合の行動方針があり、Ⅰは学外に公表している。

Ⅰの指針について、「当分の間、」という表現を削除し、Ⅱの行動方針は、表記が曖昧な箇所があるため、これを廃止し、新たに「静岡県公立大学法人軍事的安全保障研究に関する規程」及び「静岡県公立大学法人軍事的安全保障研究に関する細則」を制定する。本規程には、軍事的安全保障の定義や委員会の設置及び審議に関する内容等が記載されている。本細則には、軍事的安全保障研究の判断基準や申請手順について明記している。国家の方針変化や公募受入機関の要綱変更など、変化に対して迅速に対応できるよう、細則として定めた。

今後のスケジュールは、本教育研究審議会にて承認された後、規程を起案・決裁の上制定し、施行する。

<補足説明>

・公表して指針には、「軍事研究又は軍事開発は行わない。」と明記しているということ。また、規程第１条にも、「軍事研究又は軍事開発を行わないことを目的とする。」と記載があり、基本的には前例を踏襲するということである。（委員）

<意見>

・内容について異論はない。規程案文及び細則案文について、３点確認する。

１点目は、学長の責務について、「委員会の決議を尊重し、原則としてそれに従う」という規定になっているが、それに従わない場合について、次の２行目以降に明記しているが、３行目の「承認が得られない場合は、その決定を取り下げること。」となっており、２行目に、「それに従わない決定をする場合は、直近の教育研究審議会にてその論拠を説明し承認を得る」と規定されていることから、その時点では決定に至っておらず、「承認が得られない場合は、」以下は不要だと思う。例えば、２行目最後に、「その論拠を説明し、承認を得なければならない。」あるいは、「承認を得る必要がある。」とすれば良いと思う。

２点目は、委員会の業務が４つ規定されている点について、第４号には「第１０条に規定する事項の審議」とあるが、第１０条は、「この規定に定めるものの他、必要な事項は別に定める」としており、特別に何か起こったときのための対策として第１０条は用意されているため、第１０条に規定するもの全てを委員会の業務（審議事項）とするかどうかは不明である。以上につき、包括した表現となっている原案について、問題がない場合には、この内容で構わない。

３点目は、審議事項ではないが、参考資料の細則の１行目に、「同規程第２条第３号に規定する」とあるが、第３号ではなく、第４号ではないか。（委員）

<回答>

・１点目は、決定権が学長にあるということを強引に解釈し、教育研究審議会での承認は得られないが、学長が決定してしまうことを避けるという意図で、冗長では

あるが、記載している。

2点目は、包括的な表現とすることで、大きな問題が生じるとは思えないことから、原案のとおりとしたい。

3点目は、第4号が正しく、第2条第4号に修正する。(説明者)

<意見>

・1点目の、仮に「承認が得られない場合は、」以下がなくても、「教育研究審議会の承認を得なければいけない」と規定している以上、学長がそれに反した行動をとった場合には、別で議論すべき話になると思う。(委員)

審議事項(3)について、規程案を一部修正する形で承認された。

(4) ハラスメントに関する規程の改正について(説明者:小林委員)

改訂の経緯として、1つは、労働施策総合推進法の改正が令和4年に行われ、大学においても、ハラスメント防止対策に取り組むことが義務化された。具体的には、文部科学省からの資料には、「ハラスメントの防止措置を講ずる義務が課されている。」と記載されている。

一方、本学の現行規程やガイドラインでは、ハラスメントの防止に努めるものという、努力義務的な表現が使われているため、その文言を全て改める。

2つ目に、現在のハラスメント相談体制は、ハラスメント相談員及びハラスメント相談員連絡会議による、相談を適切に受けることに特化した体制となっており、相談を受けた後は、ハラスメント相談員の代表である相談員連絡会議議長を中心に、それぞれの事案について対策などを講じている。その際、議長は、ハラスメント相談員の互選で選出された教職員であり、議長及び相談員連絡会議の委員のみでは多様な問題が出ることから、新たなハラスメント相談体制として、ハラスメント相談センターを設置する。新たな組織である同センターは、センター長に学長が指名した副学長を置く。副センター長及びセンター員は、従来どおり、各部局から選出されてきた相談員からなる。同センター設置により、様々な問題に対し迅速な調整ができる、体制の強化を図りたい。

具体的な規程の改正について、今回の改訂では、主にハラスメントの相談に関する4つの規程改正を行う。

1つ目は、静岡県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程について、文部科学省の通知に従い、文言の修正を行った。

2つ目は、静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程について、ハラスメント相談員連絡会議をハラスメント相談センターに改めるという点を中心に、改正案を作成した。

3つ目は、静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程について、相談員連絡会議をハラスメント相談センターやセンター会議に変更することを中心に改正案を作成した。現状では、相談員を各部局から選出し、複数回再任可能としていたが、ハラスメントに関して、多くの教員に知っていただきたいという目的のため、ハラスメント相談員の任期は、1期を2年、連続2期、連続4年までという上限規程を新たに設けた。

4つ目は、静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会事実調査部会に関する規程について、今回新設するハラスメント相談センターのセンター長は、事実調査部会の委員には指名しない旨、明記をした。

審議事項(4)について提案のとおり承認された。

(5) 大邱保健大学校(韓国)との大学間交流協定の更新について(説明者:富沢委員)  
大邱保健大学校とは、2014年3月27日に大学間交流協定を締結し、以降、相互で学生の受け入れなど、交流を深めてきた。新型コロナウイルス感染症拡大により、派遣が中止となっている時期は、オンラインでの学生交流及び教員の意見交換など、活発に交流事業を実施した。また、2023年度は4年振りに相互の学生派遣を実施した。

今般、大邱保健大学校との大学間交流協定について、両校とも更新の意思が確認できたため、協定の更新を行う。

更新する協定の有効期間は、5年を予定している。

今回の協定書の主な変更点は、国名表記を従来の「SOUTH KOREA」から、「THE REPUBLIC OF KOREA」の表記への変更である。

今回の協定更新案は、全学の国際交流委員会において、2023年12月18日付で承認された。

審議事項(5)について提案のとおり承認された。

(6) アリゾナ大学(アメリカ)との大学間交流協定の更新について(説明者:富沢委員)  
アリゾナ大学とは、2003年7月29日に大学間交流協定を締結し、直近では、2019年3月18日に、5年間有効の協定の更新を行った。

協定期間中は、アリゾナ大学の研究者を招聘するなど、研究交流について連携を深めてきた。また、アリゾナ大学の教員を本学薬学部の講義に招聘するほか、2019年からは、本学薬学部の学生を同大学薬学部へ派遣し研修を行うなど、教育での交流も深めてきた。

今般、アリゾナ大学との大学間交流協定について、同大学との協議の結果、両校とも更新の意思があることを確認したため、改めて協定の更新を行う。

更新する協定の有効期間は、5年を予定している。

今回の協定更新案は、全学の国際交流委員会において、2023年12月18日付で承認された。

審議事項(6)について提案のとおり承認された。

(7) 薬学部「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(カリキュラム・ポリシー)の改正について(説明者:石川委員)

薬学部の質保証委員会において、3ポリシーの見直しを行った。

昨年に薬学科のポリシー変更が承認され、今回は、薬科学科(4年制)のディプロマ・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの改正に伴うカリキュラム・ポリシーの改正を行う。

改正内容について、ディプロマ・ポリシーは、曖昧な表現について明確化した。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの内容に即し、項目を分けて記載するなどの改正を行う。

審議事項(7)について提案のとおり承認された。

(8) 客員教授の称号付与の推薦について(経営情報学部6件)(説明者:六井委員)

経営情報学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（８）について提案のとおり承認された。

## 2 報告事項

### （１）第４期中期計画の方向性について（説明者：今井委員）

第４期中期計画（令和７年度から令和１２年度）の策定に向けた準備作業として、目指す方向性をまとめたものを報告する。

本内容を作成するに当たっては、第４期中期計画の方向性や盛り込むべき重点項目について、中期・年度計画推進委員会委員、教育研究審議会及び経営審議会の委員から意見をいただいた。

最初に、第４期中期計画策定の考え方について、次期中期計画策定に当たっては、法人評価や認証評価機関による評価結果、現中期計画における課題などへの対応及び社会経済情勢、大学を取り巻く環境の変化への対応、国などの高等教育に関する動向や法律の改正などへの対応、及び中期目標や計画の継続性への配慮といった視点を踏まえ、検討を進めていく。

全体をまとめた内容は、高い学術性を備えた教育研究活動を持続的に実践し、領域横断的な教育研究を実現する。多様な価値観を尊重できる柔軟性と創造性に富んだ人材を育成する。学生と共に創る地元を軸足とした「知の拠点」としての大学を目指す。としている。

それに対し、教育、研究、地域貢献、グローバル化など、それぞれの項目について、３点方向性を提示している。

１つ目は、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会経済を背景とし、大学の果たすべき役割をふまえた教育研究活動を展開し、持続可能な社会や世界に貢献できる主体性や協調性を持つ人材を育成する。

２つ目は、「知の拠点（蓄積、創造、普及）」である大学として、全学的な視点から、研究力強化に取り組み、地域社会や企業との交流、連携をさらに推進するとともに、県民への生涯に渡る多様な学習機会の提供に取り組み、地域及び社会全体の発展に貢献する。

３つ目は、適切な組織マネジメント、教育研究環境の整備、外部資金の獲得など自主財源の確保により、県民から信頼される自律した法人経営を行う。

スケジュールについて、３月に静岡県公立大学法人評価委員会が開かれ、第３期中期目標終了時の検討及び第４期の方針が審議される予定である。その後、令和６年度に、具体的な中期計画の策定が行われる。令和６年７月の評価委員会では、県から示される中期目標が評価委員会で審議され、それに対して、本学では、中期計画に対応していく流れである。

### （２）静岡県立大学発ベンチャーの認定(第12号)について（説明者：酒井敏委員）

食品栄養科学部 伊藤圭祐准教授が設立したベンチャー企業「合同会社DigSense」について、令和６年１月１１日開催の大学名称使用等審査専門部会での審議を経て、静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第２条第３号により、大学発ベンチャーに認定した。

本学発ベンチャーは、本件で１２社目となり、１社は既に清算されているため、現時点の本学の大学発ベンチャーは、全１１社である。

### （３）JST 大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム 拠点都市プラットフォーム共創支援」採択について（説明者：酒井敏委員）

令和５年１２月２２日付け、国立研究開発法人科学技術振興機構スタートアップ技術移転推進部から、大学発新産業創出基金「スタートアップ・エコシステム共創プ

プログラム拠点都市プラットフォーム共創支援」の採択通知があった。

本学が属している「Tongali (Tokai Network for Global Leading Innovation) プラットフォーム」とともに、学内の企業支援体制を構築していく。

本学にはプログラム推進費として、5年間で直接経費約 5,000 万円と間接経費 1,500 万円が配分される予定である。その他、研究開発費として、起業を検討している教員向けの GAP ファンドプログラムの公募がある。本年度は、本学から教員 1 名がエントリーを予定している。

本事業による本学の取組は、「Tongali」の GAP ファンドプログラム活用、URA による伴走支援、インキュベーションセンター「KENDAI-BASE (仮)」の整備・運用、新株予約権受入れ等の関連規程整備などを行っていく。

<意見>

・Tongali は、大学の集合組織であって、その Tongali という組織から、JST に応募して、資金を得たということか。また、その研究費は、Tongali を通して本学に配分されるのか。(委員)

<回答>

・前者は、認識のとおり。後者は、JST との直接契約というふうに聞いているため、Tongali は経由しないという認識である。一方で、申請は Tongali を通している。  
(説明者)

<意見>

・全体の研究費総額ではなく、報告された金額は本学に配分される金額という認識で良いか。また、研究開発費 GAP ファンドプログラムは、先ほどの報告にあった研究費とは別枠ということか。(委員)

<回答>

・認識のとおりで間違いない。「スタートアップ・エコシステム」の部分は、5年間で約 5,000 万円。GAP ファンドプログラムは、別途の競争的資金であり、これから応募していくものである。(説明者)

<意見>

・本学の教員は、誰でも応募可能か。また、本学で選定するものか。(委員)

<回答>

・応募可能である。本学での選定は行わない。(説明者)

<意見>

・看護学部棟 3 階 13312 室をインキュベーション室にする報告があったが、パーティションで区切るとのことか。(委員)

<回答>

・その認識で間違いない。当該部分には、全 4 室を設けることが可能である。  
(説明者)

#### (4) 大学院学生への学長賞授与 受賞候補者の推薦について

(説明者：市川経営戦略部長)

例年実施している、大学院学生への学長賞授与を今年度も実施するため、学府及び各研究科の長の皆さまに、受賞候補者の推薦をお願いします。

推薦人数は、各研究科 1 名程度、学府は 2 名程度の推薦をお願いします。該当者がいない場合は、該当者なしという回答をお願いします。

報告期限と報告先は、2月 29 日(木) 17 時までに、掲載の推薦書を経営財務室に提出していただくよう、お願いします。

教育研究審議会終了後、学府長及び各研究科長宛てにメールを送信する。

今後の日程について、3月上旬に、学長・副学長で審査を行い、受賞者を決定の上、3月19日の学位記授与式において、学長から学長賞を授与する。

(5) 大学認証評価結果案について

① 静岡県立大学（説明者：今井委員）

今年度受審した大学認証評価（大学基準協会の認証評価）について、評価結果の委員会案を受領したため、報告する。

評価結果は、「2023年度大学評価の結果、静岡県立大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2024年4月1日から2031年3月31日までとする。」という、評価結果であった。

提言事項の長所1件は、基準9、社会連携・社会貢献において、「学部・研究科や各教員の高い専門性を生かした地域貢献を展開し、地域のために活躍できる人材の育成に貢献することが期待できるため、高く評価できる。」とされている。

是正勧告2件のうち、1つ目は、基準4、教育課程・学習成果において、「薬食生命科学総合学府の一部の専攻において、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを明確に定めていないため、これを定め、あらかじめ学生に明示するよう是正されたい。」とある。

2つ目は、基準5、学生の受け入れについて、「国際関係学部国際関係学科において、収容定員に対する在籍学生比率が1.30と高いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。」とある。

その他、改善課題は5件であった。

是正勧告及び改善課題は、対応状況を「改善報告書」としてまとめ、2027年7月までに、大学基準協会へ提出が求められている。

また、評価結果委員会案については、事実誤認がある場合、大学基準協会に対して意見を申し立てることができるため、本会議終了後、大学質保証委員会の関係者に対し、評価結果委員会案の全文及び意見申立に関する資料を送付する。評価結果委員会案の記載内容を確認いただき、事実誤認などがある場合は、2月7日正午までに、担当まで提出をお願いする。提出された意見をとりまとめ、2月8日に予定している大学質保証委員会で審議の上、大学基準協会に意見申立を行う。

なお、大学評価結果は、大学基準協会や本学のウェブサイトで公表することになるため、必ず記載内容の確認をお願いする。

② 静岡県立大学短期大学部（説明者：栗田事務局次長兼短期大学部事務部長）

短期大学部の大学認証評価の委員会案について、報告する。

評価結果は、「大学基準協会の基準に適合している」と認定され、認定の期間は、「2024年4月1日から2031年3月31日まで」となっている。

提言事項については、長所1件、是正勧告1件、改善課題3件という結果であった。

長所は、社会連携・社会貢献に関して、「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座の開講を継続し、小児医療チームの中で活躍する遊びの専門家を輩出している。さらに、学科共通科目にホスピタル・プレイの入門編、障害児編を加え、学生にも取組の成果を還元していることで、医療人材及び保育人材の更なる養成につながる取り組みとして大いに期待できる。」とある。

是正勧告は、学生の受け入れに関して、「過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、社会福祉学科介護福祉専攻で0.56のほか、全体的に低い」ことが指摘されている。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、同学科同専攻で0.46と、同じく低いということを理由に、「入学者を確保するための多様

な施策を行い、定員管理を徹底するよう、是正されたい。」との勧告を受けた。

その他、改善課題3件は、内部質保証に関するものが1件、教育課程・学習成果に関するもの2件が課題として示された。

改善課題及び是正勧告については、2027年7月までに、大学基準協会へ「改善報告書」を提出することが求められている。

短期大学部についても、今回の委員会案について意見申立ができるため、本会議終了後に、認証評価委員会の関係委員に対し結果を報告し、意見聴取をした後、2月1日の短期大学部質保証委員会で審議の上、意見申立がある場合には、大学基準協会へ意見書を提出する予定としている。

(6) 能登半島地震により被災した入学志願者に係る入学検定料の特別措置について  
(説明者：細川委員)

能登半島地震により被災した入学志願者に係る入学検定料の特別措置について、文部科学省から、対応についての通知があった。本学についても、本通知に基づき対応する。

趣旨は、入学志願者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、入学検定料の特別措置として、免除または返還を講じる。

対象者は、入学志願者又は学資負担者が被災し、被災時の自宅家屋が全壊、大規模半壊又は半壊した者。学資負担者が災害により、死亡又は行方不明の者。の条件のいずれかに該当し、その証明が可能な者としている。

これから入学検定料を納付する場合は免除とし、既に払込済の場合は返還をする。

(7) 能登半島地震により被災した学生及び入学者に係る入学金及び授業料の特別措置について (説明者：細川委員)

1月22日付け、文部科学省から届いた通知依頼には、公立大学等における授業料等減免について、「授業料等の納付が困難となった学生に対して、納付時期の猶予、分納、免除及び減免等の弾力的な取扱いを行うなど、十分に配慮の上、適切に対応くださるようお願いいたします。」と記載されている。

対象者は、本学に在籍する学生及び2024年度入学者のうち、能登半島地震に被災した者とする。具体的には、学生、入学志願者又は学資負担者が被災し、被災時の自宅家屋が全壊、大規模半壊又は半壊した者。学資負担者が災害により、死亡又は行方不明の者。の条件のいずれかに該当し、その証明が可能な者としている。

申請書類を整え、提出をした場合は、入学金及び授業料について特別措置を講ずることについて、本学ホームページに掲載する。

既に短期大学部との連携は取っているが、特に北陸4県からの志願者が静岡県立大学の方が多いということもあり、緊急措置として周知を行う。

<意見>

- ・ホームページには、既に掲載されているか。(委員)

<回答>

- ・入学検定料に関する情報は既に掲載しているが、入学金及び授業料の減免に関する情報は、学生委員会でホームページの掲載内容を検討の上、これから掲載する。  
(説明者)

3 学部・研究科等における取組報告について

① 附属図書館 (説明者：轟木委員)

利用傾向について、昨年度は、コロナ禍以前の2019年度と比較し、入館者は約半

数、貸出冊数は4分の3程度に回復した。今年度の途中経過では、昨年度よりも若干多くなっているものの、コロナ禍前の入館者には及んでいないという状況である。インターネットやオンラインを使った受講など、学生の学習環境、ライフスタイルや学習スタイルの変遷が、この結果になっていると考える。この結果を受け、図書館で今後どのような対応をしていくか検討するべく、来年度は、学生に対してアンケートを行いたいと考えている。

図書館運営状況について、図書館以外の場での利用環境整備に関しても取り組んでおり、電子書籍（資料）についても、「Maruzen eBook Library」、「EBSCOhost eBook Collection」、「KinoDen」が利用可能である。これには、県立中央図書館でも利用できるサービスが一部含まれているが、利用者数が少ないということで、調整を行っていきたいと考えている。

機関リポジトリの整備と利活用の推進について、機関リポジトリを利用し、一昨年度（2021年度）から、研究成果報告書のメタデータの登録として、昨年度は、薬学部の30年分の業績目録集の掲載を行った。また、「生涯健康科学ジャーナル」の発刊も予定されており、本ジャーナルについても登録する。今後は、科研費課題や公的資金の成果報告書、将来的にはプレプリントなども含め、リポジトリの利活用を進めていきたいと考えている。

「生涯健康科学ジャーナル」については、発刊に向けての準備を進めているが、本ジャーナルの趣旨は、オープンアクセスの本学初の雑誌ということで、2024年3月にJ-STAGEへの公開を目指している。

課題と対応について、研究力向上並びに学びの質の向上に資する学術資料の整備として、図書館予算の推移をグラフ化した。また、電子ジャーナル補填依頼分推移についても記載しており、電子ジャーナルに関しては、毎年恒常的な値上げ、急激な円安による価格高騰が進んでおり、昨年度は、学長や事務局の皆さまのご協力、ご尽力をいただき、約1,000万円の間接経費の補填があり、前年と概ね同額の電子ジャーナルを契約することができた。今年も、同様に契約できるかと思うが、厳しい状況であることから、電子ジャーナルを安定的に供給できる、全学的な体制構築が望まれると考えている。

最後に、教育や学習を効果的に支援する利用環境の整備及びサービスの提供として、令和5年1月に、文部科学省から「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について」が公開されている。従来は、ハードの面あるいは書籍としてのソフトの面があったが、これからはデジタル・ライブラリーとしての役割がより求められるということで、そのようなコンテンツ・サービスあるいは場所、人材育成、連携といった4つの面からも、具体的な方策を検討するよう指示が出ている。先ほどのアンケート実施も活用し、今後草薙図書館がどのような形で、学生、教員の教育・研究に活用できるかということに関して検討し、取組を進めていきたいと考えている。

#### <意見>

・リポジトリの活用として、例えば、退官される教員の最終講義などについて、貴学ではどのような対応をしているか。学生の参考にもなると思うが、そのような取り組みはされているか。（外部委員）

#### <回答>

・リポジトリのシステムとして、動画を上げることは難しいが、電子化した退官記念誌などを上げることは可能であることから、お願いしたいと思う。動画の公開に関しては、広報担当により、県大YouTubeチャンネルでの公開は可能であると考えられる。（説明者）

## ② 短期大学部附属図書館（説明者：仲井委員）

図書館利用状況について、令和5年12月末までのデータでは、3月までの換算とした場合、入館者数、貸出冊数、2キャンパス間の現物貸借の受付依頼数、全てが前年度より増加している。

グループ閲覧室利用件数は、令和3年から令和4年にかけては大幅に増えたが、令和4年から令和5年にかけては、ほぼ同数となる見込みである。

運営状況の資料の充実について、蔵書数と蔵書構成は、小さな図書館ではあるが、冊数11万冊。内容も、医学、歯学を含む自然科学分野が40%。社会福祉や教育などは、社会科学が25%と比較的専門書も充実している。その他、AV資料も多く揃っており、豊かな学びの環境であると感じている。

短期大学部附属図書館の特徴として、地域貢献が上げられる。今年度からは、学外者の受入れが可能になり、認証評価の結果にもある、ホスピタル・プレイ・スペシャリストの養成講座を受講する方や、調査、研究をされる目的で活用される卒業生及び社会人の利用がある。特に、医学分野や新着以外の図書に関しては、貸出サービスなども行っている。

オープンライブラリーについて、草薙図書館と異なる点では、対象者が18歳未満の低年齢層であり、こども学科の学生の協力を得て、絵本のおはなし会（紙芝居のおはなし会）を実施した。孫と来訪する方、個人で来訪する方など、本年度は比較的多くの方が来訪されたということで、短期大学部附属図書館は親しみを持たれているということが実感できた。

今後の課題として、特に書庫狭隘化が進んできたため、除却資料対象のハードルを下げつつ、教育及び研究に支障がない程度に制限しつつ、除却を進めている。

最後に、短期大学部「研究紀要」について、従来は査読システムがなく、チェック機能も乏しかったため、その点を徹底するべく、査読システムの導入及び倫理的な配慮の徹底という2大柱を定め、それを盛り込んだ「研究紀要」として、再開を目指している。

## 4 その他

### (1) 学外委員からの意見

#### ① 花岡委員

大学評価について、総評の部分を報告事項に載せていただけると良かったが、概ね良い結果だということで大変喜んでいる。

#### ② 酒井公夫委員

正月に能登半島地震、2日にJAL航空機事故で、非常に重いスタートとなった新年であったが、仕事の関係上、事故には注目するところがあり、今回の事故原因及び対応については注視してきた。

事故の法則として、ハインリッヒの法則があるが、1つの重大事故の裏には、29の小さな事故がある。29の小さな事故の背景には、約300のヒヤリハットや違和感があるとされている。それらを踏まえ、重大事故を防ぐためには、約300の違和感又は29の小さな事故を防がなければならないという、経験則がよく言われている。

私は、長年事故と背中合わせの仕事をしていることもあり、様々な事故を見てきた中で感じる事として、3つのミスが重なると、大きな事故に繋がると考えており、社内の事故防止の会議等ではよく話をする。

事故の構成要素として、例えば、ヒューマンエラー、それを制御するシステム、ハード系の機器の3つがあった場合、何かの機器がトラブルで誤作動を起こした際、それを検知するシステムにも何か不具合が出てしまった場合でも、最後の人間（ヒ

ューマン)が違和感により止めたことにより、事故が起きなかったといったことがある。つまり、3つの要素が通過してしまった場合に、大きな事故に繋がるということを、経験的に感じている。

今回の事故についても、3つ重なっており、1つ目は、JALのパイロットが、滑走路にあった飛行機を発見できなかった、あるいは、それができない状況になっていたという事実がある。

2つ目は、海上保安庁の航空機が、管制の意図と異なる形で滑走路に出てしまったという、ヒューマンエラーがあった。

3つ目は、滑走路上に飛行機があることを検知するシステムがあるにも関わらず、日常的にそのシステムは確認せずオペレーションをやることがマニュアル化されており、そのような状況で仕事が行われていた。

恐らく、どれか3つのうち1つが改善されていた場合には、今回の事故には繋がらなかった可能性があり、3つの大きなミスが重なった際は、大きな事故に繋がりやすいということを再確認した。

大学における大きな事故は想像できず、今の考え方が当てはまるかどうかは不明であるが、トラブルを止めるために何をするかという議論の際に、このハインリッヒの法則、私の考える3つのミスが重なった際の事故について、頭の片隅に入れていただければと思う。

担当：経営財務室 市野 雄基